

令和5年 10月 31日

三重県知事 一見 勝之 殿

医療法人の住所 三重県四日市市楠町南五味塚290番地の2

医療法人の名称 医療法人NO・ZA・KI

理事長名 佐野 乃里江

電話 059 (397) 5508



決 算 届

令和4年 9月 1日から令和5年 8月 31日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

[添付書類]

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 監事の監査報告書



[別紙]

様式1

事業報告書

(自 令和4年 9月 1日 至 令和5年 8月31日)

1 医療法人の概要

(1) 名称 医療法人NO・ZA・KI

① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)

② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人

その他

③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 三重県四日市市楠町南五味塚290番地の2

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成15年11月25日

(4) 設立登記年月日 平成15年12月12日

(5) 役員及び評議員

	氏名	備考
理事長	佐野 乃里江	医師 (公益社団法人三重県歯科医師会理事)
理事	野崎 きぬ代	医療法人NO・ZA・KI野崎歯科医院管理者
同	佐野 由佳	医療法人NO・ZA・KI野崎歯科医院管理者
監事	佐野 義和	医療法人NO・ZA・KI野崎歯科医院管理者

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第46条の5第6項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第46条の4第1項参照)

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
病院				
診療所	医療法人 N O・Z A・K I 野崎歯科医院 【四日市市から指定管理者として指定を受けて管理】	243020544 9	三重県四日市市楠町南 五味塚290番地の2	許可病床数なし
介護老人 保健施設				
介護医療院				

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和4年10月24日 令和3年度決算の決定
 令和4年10月31日 理事、監事の選任、辞任の承認
 令和4年11月17日 資産の総額及び役員変更登記
 令和5年 8月17日 令和5年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 2

法人名 医療法人NO・ZA・KI

※医療法人整理番号	D	4	4	7
-----------	---	---	---	---

所在地 三重県四日市市楠町南五味塚290番地の2

財 産 目 録
(令和5年 8月31日現在)

1. 資 産 額	144,417 千円
2. 負 債 額	10,269 千円
3. 純 資 産 額	134,148 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	35,634
B 固 定 資 産	108,783
C 資 産 合 計 (A+B)	144,417
D 負 債 合 計	10,269
E 純 資 産 (C-D)	134,148

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地	(□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物	(□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3 - 2

法人名 医療法人NO・ZA・KI

※医療法人整理番号 D 4 4 7

所在地 三重県四日市市楠町南五味塚290番地の2

貸 借 対 照 表
(令和5年 8月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	35,634	I 流動負債	8,900
II 固定資産	108,783	II 固定負債	1,369
1 有形固定資産	43,505	(うち医療機関債)	0
2 無形固定資産	1,610	負債合計	10,269
3 その他の資産	63,668	純資産の部	
(うち保有医療機関債)	0	科 目	金 額
		I 資本金	10,000
		II 利益剰余金	124,148
		純資産合計	134,148
資産合計	144,417	負債・純資産合計	14,417

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式4-1

法人名 医療法人NO・ZA・KI
 所在地 三重県四日市市楠町南五味塚290番地の2

※医療法人整理番号	D	4	4	7
-----------	---	---	---	---

損 益 計 算 書
 (自 令和4年 9月 1日 至 令和5年 8月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		167,182
2 事業費用		158,137
(1)事業費	24,778	
(2)本部費	133,359	
本来業務事業利益		9,045
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		
2 事業費用		
附帯業務事業利益		
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		
2 事業費用		
収益業務事業利益		
事業利益		9,045
II 事業外収益		3,339
受取利息		
その他の事業外収益	3,339	
III 事業外費用		2
支払利息	2	
その他の事業外費用		
経常利益		12,382
IV 特別利益		
固定資産売却益		
その他の特別利益		
V 特別損失		20
固定資産売却損	20	
その他の特別損失		
税引前当期純利益		12,362
法人税・住民税及び事業税		2,690
法人税等調整額		
当期純利益		9,672

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式4-2

法人名 医療法人NO・ZA・KI

※医療法人整理番号 D447

所在地 三重県四日市市楠町南五味塚290番地の2

損 益 計 算 書

(自 令和4年 9月 1日 至 令和5年 8月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	167,182
2 事業費用	158,137
本来業務事業利益	9,045
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	
事業利益	
II 事業外収益	3,339
III 事業外費用	2
経常利益	12,382
IV 特別利益	
V 特別損失	20
税引前当期純利益	13,362
法人税等	2,690
当期純利益	9,672

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式6

監事監査報告書

医療法人NO・ZA・KI

理事長 佐野 乃里江殿

私は、医療法人NO・ZA・KIの令和4会計年度（令和4年9月1日から令和5年8月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和5年10月24日

医療法人 NO. ZA. KI

監事 佐野 義和

